

## 通信コーナー

2015.08.01

暑中お見舞い申し上げます。台風9号と11号が連続して日本列島を掠めて通り、各地で大雨を降らせました。台風が通り過ぎてからこのほか暑い日が続いておりますが、お変わりなく頑張っていらっしゃることと存じます。今年も天候不順でしょうかね？熱中症を防ぐには自らの身は自ら守るしか手はありませんので、ご自愛ください。

国民総背番号ならぬマイナンバーの通知が10月から開始されます。国民総背番号法の名前なら国会通過しなかったかもしれませんが、「マイナンバー法」との名前の妙なのか、民主党政権時代に提案され紆余曲折はあったが大きな反対もなく2013年5月に成立した。

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤として制定するものであり、税務、社会保険、災害時の時のみに使われる番号であります。税務では税務署に提出する確定申告書、届出書、法定調書、源泉徴収票にマイナンバーを記載することにより、税務当局が内部事務で利用することになります。社会保険分野では年金の資格取得・確認・給付をうけるとき、雇用保険等の資格取得・確認・給付をうけるとき、福祉年金の給付・生活保護を受けるときに提示することになります。災害対策では被災者生活再建支援金の支給に際して利用されるようです。

10月から住民登録されている方、全員にマイナンバーが通知されます。それを基に来年1月より、本人確認にもなる顔写真付きのICチップの入った個人番号カードが市町村にて交付されます。行政にとってはすごく便利で利便性は高いものになるのは目に見えています。国民にとっては公文書を発行する時間が短くなるか、色んな申請時に添付する書類がいらなくなる。一生涯一番号ですので番号違いによる人間違いはなくなり、二重交付はなくなると思います。されど、ITのセキュリティの弱さで個人情報漏れるケースが問題です。

すべての企業に求められるのが安全対策です。組織として取り組むための基本方針を策定して、特定個人情報等の具体的な取り扱いを定める取扱い規定等を作成しなければなりません。組織的に、人的に、物理的に、技術的に安全管理を網羅的にしなければならないと思われます。今は3分野のみの使用ですが、将来的には拡がっていき、金融サービス、医療分野にも広げようとしています。政府関係者間では「小さく生んで大きく育てよう」がマイナンバーの合言葉の様です。全ての取引を網羅してしまうのか究極の目的か？そのための布石を打っている。

後日案内しますが、9月2日にセミナーをします。